

# 令和6年度障がい者の短時間雇用企業開拓事業業務 業務仕様書

## 1 目的

令和6年4月から、週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障がい者、重度身体障がい者及び重度知的障がい者について、雇用率に算定できるようになる。

県内企業が、短時間雇用に取り組み、段階的に就労時間を延長して週所定労働時間を20時間以上に延長することで、県内の法定雇用率達成企業割合は大きく改善することが見込まれる。さらに、現在法定雇用率を満たしている企業においても計画的に障がい者を雇用していくには短時間雇用の取組は有効である。

障がい者の側においても、障がい特性から長時間の勤務が難しいこと等により、短時間での就労を希望する障がい者は一定数存在し、特に精神障がい者が多い。

こうしたニーズをふまえ、県内の企業に制度改正の周知を図るとともに、障がい者の短時間雇用の取組を促進することを目的として、本事業を実施する。

## 2 契約期間

契約日から令和7年3月7日（金）

## 3 業務内容

### (1) 業務スケジュール

業務スケジュールは、次のとおりとする。

なお、スケジュールを変更する場合は、事前に県と協議するものとする。

月	実施内容	参考
4月	契約/広報資料作成	
5月	広報	
6月		
7月		
8月		三重県「産・福・学」障がい者雇用情報交流会開催
9月		障害者雇用支援月間
10月	・企業訪問（随時）	
11月		県内ハローワークで、障害者就職面接会開催
12月		
1月		
2月	事例発表	障がい者雇用促進フォーラムみえ開催
3月	事業完了報告	

### (2) 業務内容

#### ア 障がい者の短時間雇用企業の開拓

県内法定雇用率対象企業（※1）について訪問計画を作成のうえ、専門性のあるアドバイザー（※2）が50社以上を訪問して、障がい者の短

時間雇用制度について説明するとともに、訪問先企業の短時間雇用に関して具体的な提案を行うなど、企業にハローワークへ求人票を提出するよう誘導する（成果指標 10 社以上）。なお、求人票の提出については、訪問日の翌月以降に訪問先企業へ聞き取り、ハローワークに提出した求人票の写し等を求めるなどにより確認する。

また、障がい者の短時間雇用制度は、令和 6 年 4 月から施行される制度であることから、企業に対して短時間雇用に取り組む利点などを丁寧に説明するとともに、企業が希望した場合には短時間雇用向け業務の切り出しなどについて具体的な提案を行うこと。

イ 障がい者雇用促進フォーラム（仮称）等での事例発表

県が主催する障がい者雇用に関するフォーラム等に参加し、事業内容等について事例発表を行う（実施時期は令和 7 年 2 月を予定。）。

ウ その他付随業務

上記ア及びイの業務を実施するにあたり、県と打合せを行った場合は、打合せ記録（日時、場所、出席者、打合せ内容を記録する。様式は任意とする。）を作成する。

※ 1 上記アの県内法定雇用率対象企業については、令和 5 年 6 月 1 日時点の対象企業とし、三重労働局から法定雇用率対象企業リストを入手すること。

※ 2 「専門性のあるアドバイザー」とは、障がい者の就労支援事業所での勤務や、企業で障がい者雇用の人事労務経験があるなど、障がい者雇用に関して相当程度のノウハウや実務経験を有し、かつ短時間雇用につなげた支援実績のある者（社会福祉士や社会保険労務士などの有資格者であることが望ましい。）とする。

(3) 企業等訪問記録票の提出

ア 企業訪問等報告書（第 1 号様式）

契約日以降、企業訪問等を行った日が属する月の翌月 10 日までに、企業訪問等報告書（第 1 号様式）及び企業訪問記録票（別紙 1）、事業案内企業リスト（別紙 2）をパスワード設定した電子ファイルで提出すること。

なお、3 月に企業訪問等を行った場合は、業務完了日までに提出すること。

イ 業務完了報告書（第 2 号様式）

事業完了後に、所要経費の根拠資料を業務完了報告書（第 2 号様式）に添付して提出すること。

#### 4 受託上の留意点

- (1) 県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、県の指示に従うこと。
- (3) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (4) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間の保存が必要である。

- (5) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

## 5 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

## 6 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、原則、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。ただし、県が必要と認める場合は、受託者は前金払いを請求することができる。

なお、上記3(1)アの成果指標に満たない場合は、協議により委託料の減額を行う場合がある。

## 7 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

## 8 その他特記事項

- (1) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 発注所属に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著

作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

## 9 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課 障がい者雇用班

電話番号 059-224-2510 FAX 番号 059-224-3024

メールアドレス syurou@pref.mie.lg.jp

担当 相賀、森下

第1号様式

令和 年 月 日

三重県知事 あて

受託者

企業訪問等報告書（ 月分）の提出について

令和 年 月 日付で受託した令和6年度障がい者の短時間雇用企業開拓事業業務について、下記のとおり企業へ訪問等を行いましたので報告します。

記

訪問企業	社（別紙1「企業訪問記録票」のとおり。）
案内企業	社（別紙2「事業案内企業リスト」のとおり）

事務担当者  
受託者所属  
担当者名  
電話 メールアドレス

## 【 企業訪問記録票 】

1 訪問日時	令和 年 月 日 ( )	2 訪問者	
3 企業名		4 業種	
5 住所			
6 担当者		7 電話番号	
8 メールアドレス			
9 障がい者雇用の状況 (1)現在雇用している障がい者数 人 うち短時間で働いている障がい者数 人 (訪問時点) (2)令和6年6月1日時点の法定雇用率達成状況 % 達成・ 人不足 (3)現在の障がい者の仕事 (配属先/業務内容)			
10 障がい者雇用の現状			
11 障がい者の短時間雇用で想定される仕事			
12 障がい者の短時間雇用の取組を推進するにあたり想定される課題等			
( <input type="checkbox"/> 適性のある障がい者の紹介を希望 <input type="checkbox"/> ハローワークへ求人票提出予定)			

その他

施設外就労の受け入れ希望障がい者のテレワーク拠点「ワクスぺみえ」の利用希望テレワークによる障がい者雇用導入支援希望障がい者雇用に関するイベント情報配信希望

## 別紙 2

## 【事業案内企業リスト】

No.	会社名	住所	郵送	電話	訪問	備考
例	株式会社〇〇	津市広明町 13 番地	○	○	×	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

第2号様式

令和 年 月 日

三重県知事 あて

受託者名

業務完了報告書

令和 年 月 日付けで受託した令和6年度障がい者の短時間雇用企業開拓事業業務について、下記のとおり業務が完了したことを報告いたします。

記

- 1 受託業務名  
令和6年度障がい者の短時間雇用企業開拓事業業務
- 2 契約金額  
金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- 3 実施に要した経費の額  
金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）  
内訳は、別添「所要経費内訳表」のとおり。
- 4 契約の締結  
令和 年 月 日（ ）
- 5 履行期限  
令和 年 月 日（ ）
- 6 履行完了日  
令和 年 月 日（ ）
- 7 実施報告  
企業訪問の内容は、別紙1「企業訪問記録票」のとおり。  
事業案内を行った企業は、別紙2「事業案内企業リスト」のとおり。
- 8 求人票提出企業  
(記載例) 株式会社〇〇 (〇〇市)